

議案第 6 4 号

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例

ひたちなか市介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「前3条」を「前4条」に改め、同条を第7条の5とし、第7条の3の次に次の1条を加える。

（令和2年度における保険料率の特例）

第7条の4 令第39条第1項第1号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、第7条第1号の規定にかかわらず、17,760円とする。

2 前項の規定は、令第39条第1項第2号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,760円」とあるのは、「26,640円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令第39条第1項第3号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第1項中「17,760円」とあるのは、「41,430円」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の4及び第7条の5の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

ひたちなか市介護保険条例新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 29,604円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,436円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,400円</p> <p>(4)～(14) 略</p> <p>(平成30年度における保険料率の特例)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>(令和元年度における保険料率の特例)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>(保険料の額)</p> <p>第7条の4 前3条の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 29,604円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,436円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,400円</p> <p>(4)～(14) 略</p> <p>(平成30年度における保険料率の特例)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>(令和元年度における保険料率の特例)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>(令和2年度における保険料率の特例)</p> <p>第7条の4 <u>令第39条第1項第1号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、第7条第1号の規定にかかわらず、17,760円とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、令第39条第1項第2号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,760円」とあるのは、「26,640円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、令第39条第1項第3号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第1項中「17,760円」とあるのは、「41,430円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(保険料の額)</p> <p>第7条の5 前4条の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> | |